

令和8年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和8年5月12日
東京都

1400万人規模の都民のよりよい未来をつくり、世界をリードできる都市にするため、高い専門性と豊富な経験、そして東京都の未来に対する熱い想いを有する民間人材を求めています。

総務局では東京都の防災対策、多摩島しょ地域の振興、職員の採用、人事制度、人権施策の推進、東京都公立大学法人の運営支援などを所管しています。

これらの多岐にわたる事業について、都民や事業者に対する『伝える広報』の一層の推進に、あなたの広報・広告等における幅広い知見・ネットワークを存分に活かしませんか。

イベントの企画、マスメディアへの主体的なアプローチによるメディアリレーションの実施、ホームページ・SNSを中心としたデジタルマーケティングを活用した情報発信の企画・実施、効果分析、著名人・インフルエンサーとのタイアップによるSNS上への動画投稿など、アイデアはあなた次第です。

次のキャリアにぜひ、世界都市 東京都という選択を。

※以前の募集で採用に至らなかった方も再度受験可能です。

1 選考職種、採用予定人員及び職務内容

区分・職種	一般任期付職員・事務
職及び採用予定人数	東京都総務局 総務部 課長代理（広報企画担当） 1名
業 務	<p>① 総務局の広報・情報発信全般に関する戦略策定 総務局の抱える広報案件に応じて、テレビや新聞をはじめとしたマスメディアでの広報展開に限らず、デジタル施策やイベント、プロモーション、コンテンツ制作など、あらゆる側面から生活者にアプローチし、都政情報を届けるための広報戦略を構築、企画を立案し、実施すること。</p> <p>② 効果的かつ訴求力のある広報・PRの企画・実施 総務局が積極的に発信すべき重要施策に関し、動画・Webコンテンツの企画・作成、広告の掲出、著名人・インフルエンサーとのタイアップなど、多様な手法を組み合わせながら、効果的に発信すること</p> <p>③ デジタルマーケティングを活用した情報発信企画 国内外のメディア報道やSNS、そして世論調査などを踏まえ、総務局として重点的に情報発信をしていくタイミングやターゲットおよび手法の選定、発信内容の改善など、オウンドメディア・ホームページ及びSNSを中心としたデジタルマーケティングを活用した情報発信の企画・実施、効果分析・改善を行うこと</p> <p>④ 総務局の広報力向上に向けた各部支援・啓発活動 総務局内の各部等の広報力向上に向けて、これまでの幅広い知識・経験を活かして提案、支援、コンサルティング、研修等を行うこと</p> <p>⑤ リスクコミュニケーションの実施 SNS等における不正確な情報や、疑問・不安に起因する意見などについて、適宜適切な対応を速やかに実施すること</p>
勤務場所	東京都第一本庁舎 12階（南側）

2 任期

令和8年7月10日から令和11年3月31日まで

- ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
- ◎ 期間を定めた任用であり、令和11年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

3 受験資格

○①～④のすべてを満たし、学歴区分に応じた民間企業等の実務経験が以下【表1】記載の年数以上ある人。

- ①民間企業等において広報・PR関連の実務経験が一定年数（3年程度）あり、企業広報やメディア対応

に関する専門知識と経験を有すること。プロジェクトリーダー以上の経験を有することが望ましい（プロジェクトの規模・内容は任意）。

- ②新しい環境に順応し、多様な関係者と効率的かつ円滑にコミュニケーションを行う力を有していること。
- ③広報・広告に関して内容や意義を説明できるプレゼンテーション能力や資料作成能力、企画進行能力を有していること。
- ④①に関し、他部署と調整し、広報力向上に向けた助言、提案コンサルティング等を行う能力を有すること。

【表1】

学歴区分	必要な実務経験年数
	課長代理
・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（4年制の大学）の卒業	10年以上
・短期大学（2年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校の卒業 ・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	12年以上
・高等学校の卒業	14年以上
・中学校の卒業	17年以上

注1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。実務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注3 合格通知後2営業日以内に、要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（6「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。要件に該当することが確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

注4 東京都における課長代理とは、課長の命を受け、担当事務の範囲において課長を補佐し、課長不在の際等にはその代理をする職のことです。

- ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
なお、以下の方は除きます。
・教育公務員^{※1}
・東京都職員（任期付職員^{※2}、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和8年7月9日までに任期が満了する者

※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）に規定する任期付研究員をいう。

4 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	<p>応募用紙の記載事項により、「専門性」、「業績」及び「実務経験」等を勘案し選考します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申込書に志望動機を必ず記入ください。・ 職歴調書にこれまでの職務経験における挑戦とその結果について、当該経験やご自身の専門性を踏まえ、総務局職員としてどのような貢献ができると考えているかを具体的に述べてください。・ これまでの職務での成果として、ご自身が作成したリリースや企画書等があれば提出してください。(任意)
-------------	---

(2) 第2次選考

口述考査	採用予定職への適正や人物及び職務に関連する経験についての個別面接
-------------	----------------------------------

◎口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

5 申込手続

受付期間	令和8年5月12日(火曜日)から 令和8年5月26日(火曜日)午後5時まで
申込方法	<p>申込みを行う場合は、下記の応募書類をメールにてご提出ください。 (郵送及び窓口での申込みは受け付けません。)</p> <p>メールアドレス: S0000011(at)section.metro.tokyo.jp</p> <p>※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、メール送信の際は、(at)を @ に置き換えてご利用ください。</p> <p>※ メールで応募いただく際、添付データの容量が合計3MB以内となるようお願いいたします。</p> <p>(1) 応募書類</p> <p>以下の応募書類の電子ファイルでご提出ください。 応募書類の画像データでの提出は受け付けません。</p> <ol style="list-style-type: none">① 一般任期付職員申込書兼履歴書(第1号様式・写真データ添付)② 職歴調書(第2号様式)③ これまでの職務での成果として、ご自身が作成したリリースや企画書等(任意) <p>※ 応募書類の記載内容により、受験資格や記載事項等の確認を行います。記載内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。</p>

- ◎ 第2次選考実施日の2日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、総務局総務部総務課までお問い合わせください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

6 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書（指定様式有）を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

7 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和8年5月28日（木曜日）まで ※受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和8年6月1日（月曜日）～令和8年6月2日（火曜日） ※会場：東京都庁第一本庁舎
最終結果通知	令和8年6月上旬頃 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

8 給与等について

《初任給》

初任給は、経験等に応じて、条例の定めるところにより決定されます。以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として職務に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
課長代理	10年	約381,200円

- ◎ この初任給は、令和8年3月31日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和8年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。

- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。

- ◎ 年次有給休暇（１年間に 20 日、7 月採用の場合は 10 日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。
- ◎ これは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成 14 年法律第 48 号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成 14 年東京都条例第 161 号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。
- ◎ 任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。
そのため、例えば、従前に雇用関係があった企業等に対して、便宜供与をはかることや職務上知り得た情報を漏洩することなどは、規定等に基づき懲戒処分の対象となります。

■ お問い合わせ先

東京都総務局総務部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 12 階南側

【問合せ先】 S0000011(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、メール送信の際は、(at) を@に置き換えてください。